

○環境省令第三十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行等に伴い、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十日

環境大臣 浅尾慶一郎

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「、被采醫者証、組合員証又は老人保健法医療受給者証に添えて」を削る。

附 則

- 1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）

により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。